

名古屋市公報

平成23年10月19日

第929号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政改革推進部法制課長

目次 ページ

条 例

- 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（財政・税制課）（第36号） 6
- 名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例（財政・税制課）（第37号） 9
- 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（緑土・総務課）（第38号） 10
- 許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等に関する条例の一部
を改正する条例（緑土・総務課）（第39号） 12
- 名古屋市農業共済事業条例の一部を改正する条例
（緑土・総務課）（第40号） 13

規 則

- 上下水道局長委任規則の一部を改正する規則
（総務・行政改革推進室）（第84号） 15

告 示

- 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託
（市経・計量検査所）（第467号） 16
- 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部
改正について（緑土・緑地管理課）（第468号） 17
- 名古屋市荒田土地区画整理組合の換地処分公告
（住都・区画整理課）（第469号） 19
- 特定建築者の公募について（住都・緑都市整備事務所）（第470号） 20
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止
（健福・保護課）（第471号） 21
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更
（健福・保護課）（第472号） 25
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定
（健福・保護課）（第473号） 27
- 生活保護法による介護機関の指定（健福・保護課）（第474号） 35

市 会 達

- 市会事務局情報あんしん条例施行規程の一部改正（第6号） 36

	教 育 委 員 会 告 示	
○	教育委員会定例会の開催について	(第25号) 37
	名 教 委 教 訓 令	
○	教育次長以下代決規程の一部改正	(第4号) 38
	上 下 水 道 局 告 示	
○	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第15号) 39
	公 告	
○	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (市経・地域商業課)	49

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（第36号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、規定の整備等を行います。

(1) 過料について規定の整備を行います。（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第11条、第21条、第32条の 8、第39条、第49条、第61条、第69条の 5 の 2、第78条の 4、第78条の10の 2、第89条の 4、第89条の10の 2 及び第89条の12関係）

(2) その他規定の整理を行います。（同条例第18条及び第69条の 5 並びに名古屋市市税条例の一部を改正する条例（平成20年名古屋市条例第47号）附則第 2 条関係）

2 施行期日

(1) 公布の日から起算して 2 月を経過した日から施行します。（名古屋市市税条例第11条、第21条、第32条の 8、第39条、第49条、第61条、第69条の 5、第69条の 5 の 2、第78条の 4、第78条の10の 2、第89条の 4、第89条の10の 2 及び第89条の12関係）

(2) 公布の日から施行します。（名古屋市市税条例の一部を改正する条例附則第 2 条関係）

(3) 平成24年 1 月 1 日から施行します。（名古屋市市税条例第18条関係）

○ 名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例（第37号）

1 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）の一部改正に伴い、固定資産税の減免について、規定の整理を行います。（第 7 条関係）

2 施行期日

平成24年 4 月 1 日から施行します。

- 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（第38号）
 - 1 改正内容

公募の方法により公園施設を設ける場合における使用料の額を定めます。
(別表第2関係)
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。

 - 許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等に関する条例の一部を改正する条例（第39号）
 - 1 改正内容

境川流域が特定都市河川流域に指定されたことに伴い、許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等に関し、規定を整備します。（第2条関係）
 - 2 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

 - 名古屋市農業共済事業条例の一部を改正する条例（第40号）
 - 1 改正内容

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（第3条及び第45条関係）
 - 2 施行期日

平成23年11月1日から施行します。
-

規 則 の あ ら ま し

- 上下水道局長委任規則の一部を改正する規則（第84号）
 - 1 改正内容

他市町の下水道使用料の徴収について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の協議に関する事務の調整を上下水道局長に委任するため、規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

○ 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程（第4号）

1 改正内容

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の施行に伴い、規定を整理します。（別表第2関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月13日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第36号

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条中「3万円」を「10万円」に改める。

第18条第4項中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を「並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第21条、第32条の8、第39条、第49条及び第61条中「3万円」を「10万円」に改める。

第69条の5中「申告納付すべき者」の次に「（次条において「申告納税者」という。）」を加え、「の規定により、毎月末日までに、同項に規定する申告書を」を「又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の

提出期限までに」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（市たばこ税に係る不申告に関する過料）

第69条の 5 の 2 申告納税者が正当な事由がなく法第 473 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
第78条の 4 中「3 万円」を「10万円」に改める。

第78条の10の次に次の 1 条を加える。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）

第78条の10の 2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく法第 599 条第 1 項の規定による申告書を前条各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第89条の 4 中「3 万円」を「10万円」に改める。

第89条の10の次に次の 1 条を加える。

（事業所税に係る不申告に関する過料）

第89条の10の 2 事業所税の納税義務者が正当な事由がなく法第 701 条の 46第 1 項若しくは第 701 条の47第 1 項又は前条第 3 項の規定による申告書を法第 701 条の46第 1 項又は第 701 条の47第 1 項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第89条の12の見出し中「事業所税」の次に「の賦課徴収」を加え、同条中「3 万円」を「10万円」に改める。

（名古屋市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（平成20年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 5 項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中名古屋市市税条例第18条第4項の改正規定 平成24年1月1日
(過料に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例第11条、第21条、第32条の8、第39条、第49条、第61条、第69条の5の2、第78条の4、第78条の10の2、第89条の4、第89条の10の2及び第89条の12の規定は、施行日以後に提出期限が到来する申告書をその提出期限までに提出しなかった場合について適用し、同日前に提出期限が到来する申告書を当該提出期限までに提出しなかった場合については、なお従前の例による。

名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月13日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第37号

名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例

名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第9号中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第38号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

1 公園施設を設ける場合	1 平方メートル1年につき
	21,000円以内
	1 平方メートル1月につき
	5,400円以内
	1 平方メートル1日につき
	2,400円以内

」

を

「

1 公園施設を設ける場合	1 平方メートル 1 年につき 21,000円以内 1 平方メートル 1 月につき 5,400円以内 1 平方メートル 1 日につき 2,400円以内 ただし、公募の方法により公園施設を 設ける場合は、この表に定める額に45を 乗じて得た額以内の額とする。
--------------	--

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第39号

許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等に関する条例の一部を改
正する条例

許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等に関する条例（平成17年名古屋市条
例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第4項」の次に「及び第5項」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

名古屋市農業共済事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第40号

名古屋市農業共済事業条例の一部を改正する条例

名古屋市農業共済事業条例（昭和49年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「による死亡」の次に「及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡」を加える。

第45条第1項第1号中「（昭和26年法律第166号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の名古屋市農業共済事業条例第3条第1項第2号の

規定は、この条例の施行の日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

上下水道局長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第84号

上下水道局長委任規則の一部を改正する規則

上下水道局長委任規則（平成12年名古屋市規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (4) 地方自治法第252条の14第1項の協議（名古屋市水道給水条例第1条各号に掲げる区域における下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の使用料の徴収に関するものに限る。）に係る事務の調整に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 467 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項の規定により指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 10 月 12 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 受託者

名古屋市中村区則武一丁目 9 番 9 号

社団法人 愛知県計量連合会

会長 池田 一

2 委託期間

平成 23 年 10 月 3 日から平成 23 年 12 月 27 日

名古屋市市民経済局市民生活部計量検査所

名古屋市告示第 468号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

東山公園	千種区田代町字瓶杓、 天白町大字植田字植 田山、東山元町 3丁 目、東山通 5丁目、 星が丘山手 名東区にじが丘一丁 目、植園町 1丁目、 3丁目、藤巻町 2丁 目、猪高町大字高針 字大久手、字荒田、 山香町 天白区天白町大字八 事字裏山	図面千種 1の 13の区域	昭和31年10月15日
------	---	------------------	-------------

」

を

「

東山公園	千種区田代町字瓶杵、 天白町大字植田字植 田山、東山元町 3丁 目、東山通 5丁目、 星が丘山手 名東区にじが丘一丁 目、植園町 1丁目、 3丁目、藤巻町 2丁 目、高針荒田 天白区天白町大字八 事字裏山	図面千種 1の 13の区域	昭和31年10月15日
------	--	------------------	-------------

」

に、

「

あらた公園	名東区猪高町大字高 針字荒田	図面名東 114 の区域	平成22年10月 1日
-------	-------------------	-----------------	-------------

」

を

「

あらた公園	名東区高針荒田	図面名東 114 の区域	平成22年10月 1日
-------	---------	-----------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成23年10月15日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 469 号

名古屋市荒田土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、名古屋市荒田土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 470号

特定建築者の公募について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第 118条の28第 2項により準用する同法第99条の 3第 1項の規定に基づき、名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2種市街地再開発事業（C工区）に係る特定建築者の公募について、次のとおり公告する。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設建築物の建築場所及び建築敷地面積

(1) 建築場所

名古屋市緑区鳴海町字上汐田 257番 1 外 3筆

(2) 建築敷地面積

4,760.83平方メートル

2 募集要項の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間

平成23年10月14日（金）から31日（月）

(2) 配布方法

名古屋市公式ウェブサイトに掲載する。

（アドレス <http://www.city.nagoya.jp/>）

3 問合せ先

名古屋市住宅都市局市街地整備部緑都市整備事務所鳴海地区整備係

〒460-0022 名古屋市中区金山二丁目15番16号

電話番号 052-321-6222

名古屋市住宅都市局市街地整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 471号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ヘルパーステーションわかば	名古屋市緑区有松3026番地	平成22年 6月25日
ほうれんそうとさくらんぼ	名古屋市天白区山根町63番地	平成23年 6月13日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ヘルパーステーションわかば	名古屋市緑区有松3026番地	平成22年 6月25日
ほうれんそうとさくらんぼ	名古屋市天白区山根町63番地	平成23年 6月13日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
川上内科整形外科	名古屋市西区南川町30番地	平成23年 6月30日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
川上内科整形外科	名古屋市西区南川町30番地	平成23年 6月30日

5 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
本山神経科	名古屋市千種区末盛通 3丁目21番地	平成23年 8月 1日
東山小児歯科クリニック	名古屋市千種区東山通 5丁目89番地の 1	平成23年 5月18日
川上内科整形外科	名古屋市西区南川町30番地	平成23年 6月30日
いずみ薬局城北店	名古屋市西区香呑町 1丁目19番地の 1	平成23年 6月30日
スギ薬局草薙店	名古屋市中村区草薙町 2丁目90番地	平成23年 7月31日
鈴木内科	名古屋市昭和区花見通 2丁目10番地	平成23年 5月31日
山田歯科	名古屋市名東区高間町 501番地の 1	平成23年 6月 8日

6 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
本山神経科	名古屋市千種区末盛通 3丁目21番地	平成23年 8月 1日
東山小児歯科クリニック	名古屋市千種区東山通 5丁目89番地の 1	平成23年 5月18日
川上内科整形外科	名古屋市西区南川町30番地	平成23年 6月30日
いずみ薬局城北店	名古屋市西区香呑町 1丁目19番地の 1	平成23年 6月30日
スギ薬局草薙店	名古屋市中村区草薙町 2丁目90番地	平成23年 7月31日
鈴木内科	名古屋市昭和区花見通 2丁目10番地	平成23年 5月31日
山田歯科	名古屋市名東区高間町 501番地の 1	平成23年 6月 8日

7 福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
株式会社アクアベル福祉 用具貸与事業所	名古屋市天白区元八事一丁目24番地	平成23年 7月 7日

8 介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
株式会社アクアベル福祉 用具貸与事業所	名古屋市天白区元八事一丁目24番地	平成23年 7月 7日

9 認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
街かどケアホームゆうか	名古屋市西区中小田井二丁目 425番地	平成23年 7月31日

10 介護予防認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
街かどケアホームゆうか	名古屋市西区中小田井二丁目 425番地	平成23年 7月31日

11 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ケアプランセンター風雅	名古屋市中川区尾頭橋三丁目15番13号	平成23年 7月31日

12 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
株式会社アクアベル福祉用具貸与事業所	名古屋市天白区元八事一丁目24番地	平成23年 7月 7日

13 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
株式会社アクアベル福祉用具貸与事業所	名古屋市天白区元八事一丁目24番地	平成23年 7月 7日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 472号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

名 称	新	24時間フォレストライフサポート
	旧	合資会社フォレストケアサービス
所 在 地	名古屋市瑞穂区惣作町 1丁目20番地の 2	
変 更 年 月 日	平成22年 6月 1日	

名 称	新	L i n k o f L i f e
	旧	介護24ライフ
所 在 地	名古屋市瑞穂区姫宮町 1丁目19番地	
変 更 年 月 日	平成23年 7月 1日	

2 介護予防訪問介護

名 称	新	24時間フォレストライフサポート
	旧	合資会社フォレストケアサービス
所 在 地	名古屋市瑞穂区惣作町 1丁目20番地の 2	
変 更 年 月 日	平成22年 6月 1日	

名 称	新	L i n k o f L i f e
	旧	介護24ライフ
所 在 地	名古屋市瑞穂区姫宮町 1丁目19番地	
変 更 年 月 日	平成23年 7月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 473号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
聴覚・ろう重複センターおれんじ	名古屋市千種区高見一丁目 1番11号	平成23年 7月22日
ヘルパーステーションはなひなの杜	名古屋市北区大曽根四丁目 2番33号	平成23年 6月 1日
あおば	名古屋市西区名西二丁目14番 3号	平成23年 8月 1日
パナソニックエイジフリー あつたケアセンター訪問介護	名古屋市熱田区大宝四丁目 9番27号	平成23年 7月 1日
ヘルパーステーションわかば	名古屋市緑区有松3131番地	平成22年 6月26日
ほうれんそうとさくらんぼ	名古屋市天白区一つ山 2丁目 1番地	平成23年 6月14日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
聴覚・ろう重複センターおれんじ	名古屋市千種区高見一丁目 1番11号	平成23年 7月22日
あおば	名古屋市西区名西二丁目14番 3号	平成23年 8月 1日
パナソニックエイジフリー あつたケアセンター訪問介護	名古屋市熱田区大宝四丁目 9番27号	平成23年 7月 1日
ヘルパーステーションわかば	名古屋市緑区有松3131番地	平成22年 6月26日
ほうれんそうとさくらんぼ	名古屋市天白区一つ山 2丁目 1番地	平成23年 6月14日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
川上内科整形外科	名古屋市西区南川町30番地	平成23年 7月 1日
にじいろ看護ステーション	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成23年 5月21日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
川上内科整形外科	名古屋市西区南川町30番地	平成23年 7月 1日
にじいろ看護ステーション	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成23年 5月21日

5 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
川上内科整形外科	名古屋市西区南川町30番地	平成23年 7月 1日
鈴木内科	名古屋市昭和区花見通 2丁目10番地	平成23年 6月 1日
にじいろクリニック	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成23年 5月 1日
スギ薬局北内店	名古屋市南区北内町 2丁目19番地の 1	平成23年 8月 1日
おばた 駅前調剤薬局	名古屋市守山区小幡一丁目 2番 2号	平成23年 8月 1日
みなみ調剤薬局徳重店	名古屋市緑区徳重二丁目1620番地	平成23年 7月 1日

6 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
川上内科整形外科	名古屋市西区南川町30番地	平成23年 7月 1日
鈴木内科	名古屋市昭和区花見通 2丁目10番地	平成23年 6月 1日
にじいろクリニック	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成23年 5月 1日
スギ薬局北内店	名古屋市南区北内町 2丁目19番地の 1	平成23年 8月 1日
おばた 駅前調剤薬局	名古屋市守山区小幡一丁目 2番 2号	平成23年 8月 1日
みなみ調剤薬局徳重店	名古屋市緑区徳重二丁目1620番地	平成23年 7月 1日

7 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
リハトレすまいる	名古屋市北区平安二丁目14番47号	平成23年 7月 1日
デイサービスセンターあお ば	名古屋市西区名西二丁目14番 3号	平成23年 8月 1日
介護リハビリ一歩	名古屋市中村区名楽町 2丁目76番 地	平成23年 8月 1日
デイサービスひばり八社	名古屋市中村区八社二丁目 129番 地の 2	平成23年 8月 1日
リハビリデイサービスさく らリバース瑞穂通り	名古屋市瑞穂区神前町 2丁目23番 地	平成23年 8月 1日
デイサービスセンターここ ろ	名古屋市天白区梅が丘二丁目1323 番地	平成23年 7月 1日

8 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
リハトレすまいる	名古屋市北区平安二丁目14番47号	平成23年 7月 1日
デイサービスセンターあお ば	名古屋市西区名西二丁目14番 3号	平成23年 8月 1日
介護リハビリ一歩	名古屋市中村区名楽町 2丁目76番 地	平成23年 8月 1日
デイサービスひばり八社	名古屋市中村区八社二丁目 129番 地の 2	平成23年 8月 1日
リハビリデイサービスさく らリバース瑞穂通り	名古屋市瑞穂区神前町 2丁目23番 地	平成23年 8月 1日
デイサービス星崎	名古屋市南区鳴尾二丁目15番地	平成23年 3月 1日

9 通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
サン砂田橋リハビリクリニック	名古屋市東区砂田橋一丁目 1番 1号	平成23年 5月 1日
医療法人杏園会介護老人保健施設トリトン	名古屋市港区西倉町 1番14号	平成23年 5月24日

10 介護予防通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
サン砂田橋リハビリクリニック	名古屋市東区砂田橋一丁目 1番 1号	平成23年 5月 1日
医療法人杏園会介護老人保健施設トリトン	名古屋市港区西倉町 1番14号	平成23年 5月24日

11 短期入所生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ショートステイホームジョイフル千種	名古屋市東区葵三丁目25番23号	平成23年 6月 1日
ショートステイホームジョイフル砂田橋	名古屋市東区砂田橋一丁目 1番 1号	平成23年 7月29日
ショートステイホームグレイスフル上前津	名古屋市中区千代田二丁目24番30号	平成23年 7月20日

12 介護予防短期入所生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ショートステイホームジョイフル千種	名古屋市東区葵三丁目25番23号	平成23年 6月 1日
ショートステイホームジョイフル砂田橋	名古屋市東区砂田橋一丁目 1番 1号	平成23年 7月29日

ショートステイホームグレイスフル上前津	名古屋市中区千代田二丁目24番30号	平成23年 7月20日
---------------------	--------------------	----------------

13 介護予防短期入所療養介護

介護機関名	所在地	指定年月日
医療法人杏園会介護老人保健施設トリトン	名古屋市港区西倉町 1番14号	平成23年 5月24日

14 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
ケアネット・レンタルサービス	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成23年 7月 5日

15 介護予防福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
ケアネット・レンタルサービス	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成23年 7月 5日

16 小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護ジョイフル砂田橋	名古屋市東区砂田橋一丁目 1番 1号	平成23年 7月 8日

17 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護ジョイフル砂田橋	名古屋市東区砂田橋一丁目 1番 1号	平成23年 7月 8日

18 認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
街かどケアホームゆうか	名古屋市西区中小田井二丁目 425 番地	平成23年 8月 1日

19 介護予防認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
街かどケアホームゆうか	名古屋市西区中小田井二丁目 425 番地	平成23年 8月 1日

20 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ケアプランセンターあじさい	名古屋市西区上小田井二丁目 292 番地の 2	平成23年 6月 1日
居宅介護支援事業所あらたま	名古屋市瑞穂区鍵田町 2丁目20番地	平成23年 7月 1日
夢殿介護支援サービス	名古屋市中川区横堀町 1丁目31番地の 2	平成23年 7月 6日
ケアプランみなみ	名古屋市南区港東通 1丁目26番地	平成23年 8月 1日

21 介護老人福祉施設

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
介護老人福祉施設グレイスフル上前津	名古屋市中区千代田二丁目24番30号	平成23年 7月20日

22 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
株式会社クレアシステム	名古屋市中区金山二丁目 4番23号	平成23年 7月 8日

ケアネット・レンタルサービス	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成23年 7月 5日
----------------	--------------------	----------------

23 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
株式会社クレアシステム	名古屋市中区金山二丁目 4番23号	平成23年 7月 8日
ケアネット・レンタルサービス	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成23年 7月 5日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 474号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成23年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションデュ ーン名古屋	名古屋市千種区今池南30番22号	平成23年 7月 1日

2 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションデュ ーン名古屋	名古屋市千種区今池南30番22号	平成23年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市会達第 6 号

市会事務局情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市会達第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成23年10月11日

名古屋市会議長 中 村 孝 太 郎

別表第 2 5 年の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 海外派遣議員による報告書

附 則

- 1 この達は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この達による改正後の市会事務局情報あんしん条例施行規程別表第 2 の規定は、施行日以後に派遣された議員から提出された報告書について適用し、施行日前に派遣された議員から提出された報告書については、なお従前の例による。

名古屋市教育委員会告示第25号

教育委員会定例会の開催について

平成23年10月14日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し、次の議件を付議します。

平成23年10月11日

名古屋市教育委員会委員長 三 林 久 美

名古屋市スポーツ振興審議会運営規則の一部を改正する規則案

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市社会教育委員の委嘱について

名古屋市図書館協議会委員の任命について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名教委教訓令第 4 号

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成23年10月11日

名古屋市教育委員会教育長 伊 藤 彰

別表第 2 総務課長の項第 4 号中「児童手当法による」及び「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（以下「子ども手当法」という。）による職員に対する」を削り、同表教職員課長の項第 6 号中「児童手当法による」及び「子ども手当法による教職員に対する」を削り、「支払い」を「支払」に改め、同表小学校長、中学校長及び特別支援学校長の項第 1 号中「児童手当法による」及び「子ども手当法による教職員に対する」を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第15号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成23年10月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月14日

名古屋市上下水道局長 長谷川 和 司

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成23年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
港 区	木 場 町		一部	南区忠次二丁目 名古屋市上下水道局山崎 水処理センター
守山区	小 幡 三 丁 目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山 水処理センター
緑 区	有 松 町	桶狭間・嵐廻間 桶狭間・寺前 桶狭間・巻山	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 水処理センター
	大 高 町	北平部	〃	〃
		船人ヶ池 高根 山	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田 水処理センター
	大 根 山 一 丁 目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 水処理センター
	大 根 山 二 丁 目		〃	〃
	鳴 海 町	姥子山	〃	〃

--	--	--	--	--

3 供用を開始する排水施設の位置

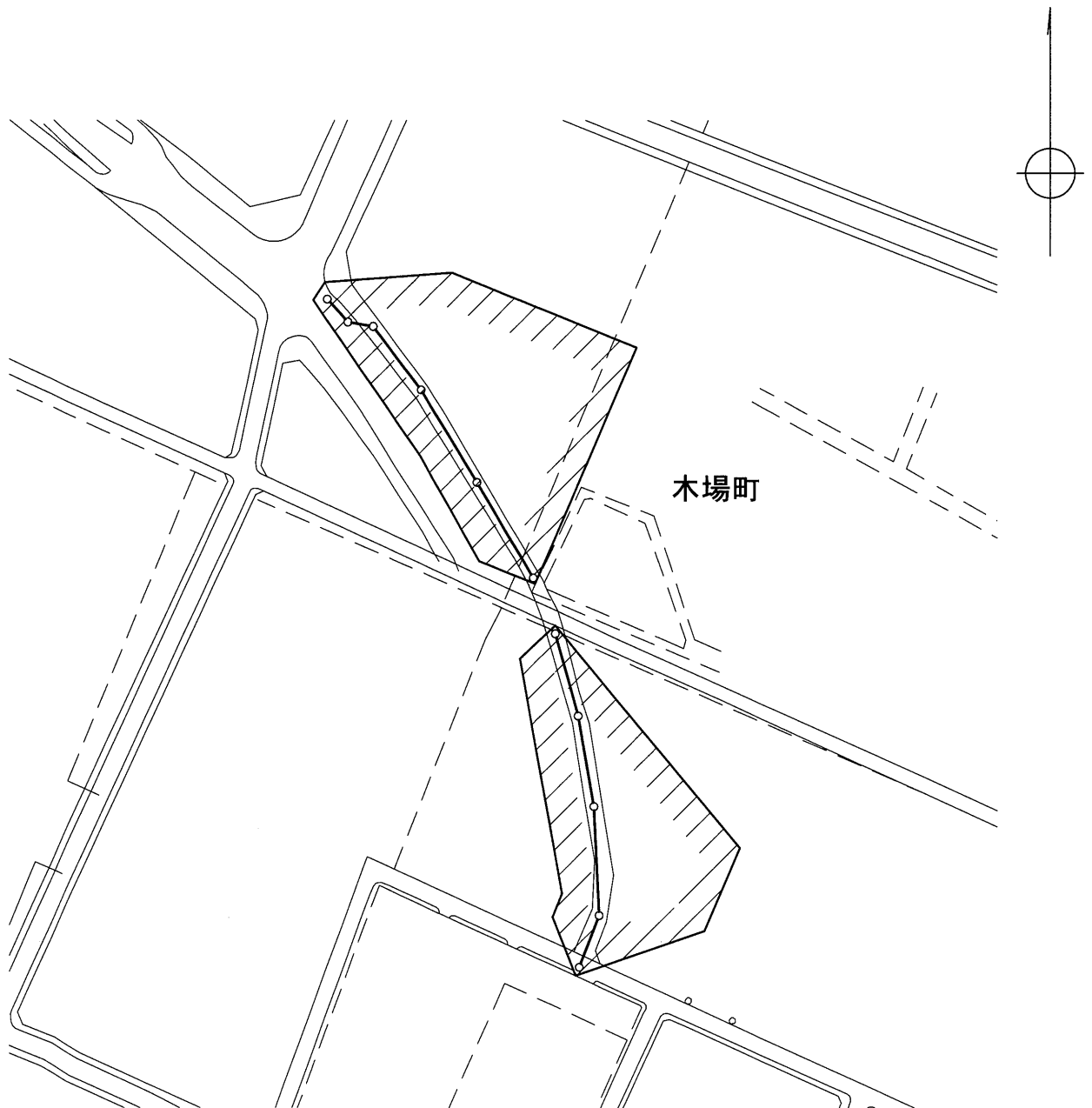
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

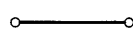
合流式	港区
分流式	守山区 緑区

排水施設の位置図

港区（合流式）



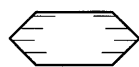
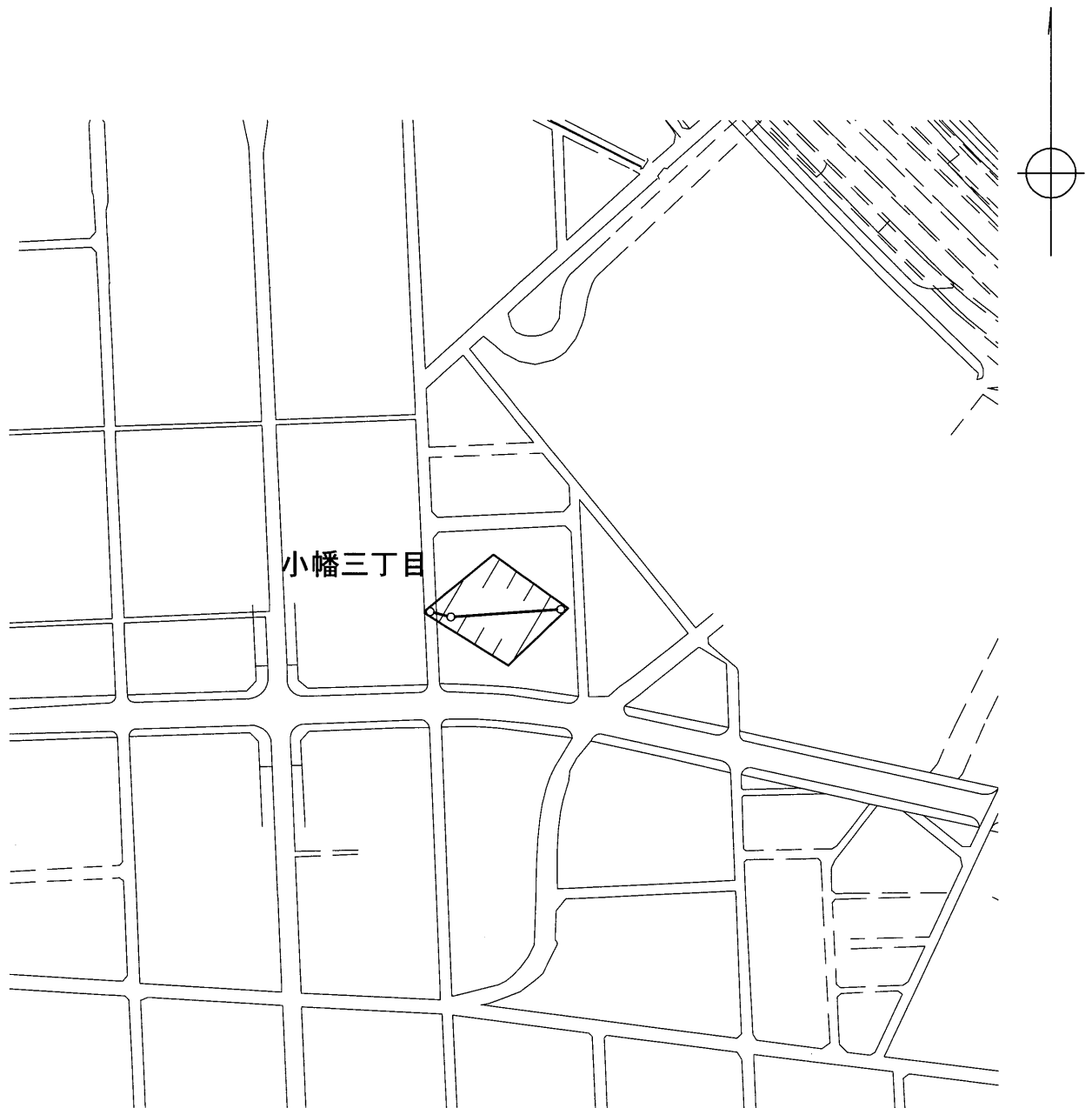
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）



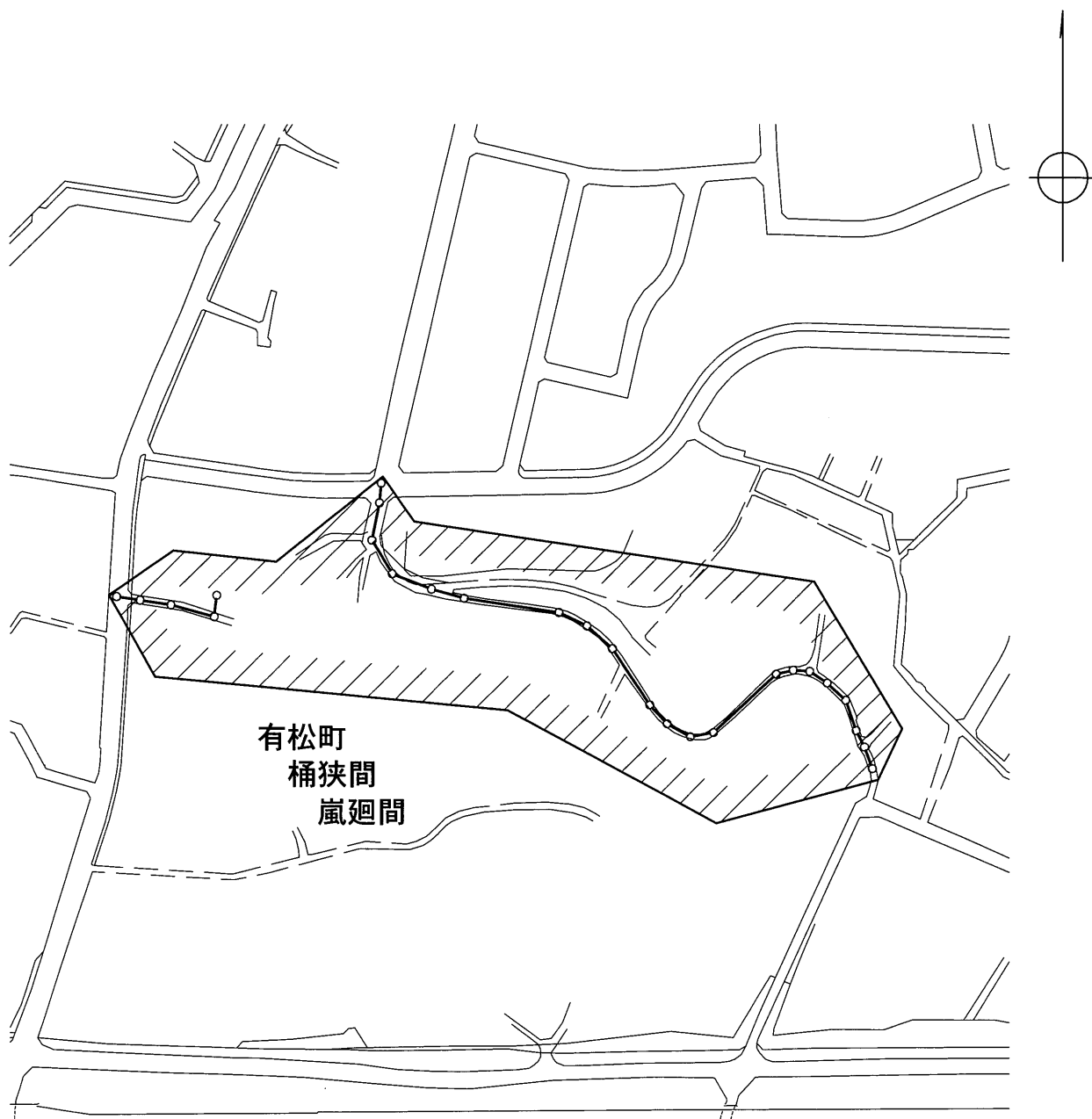
供用開始区域



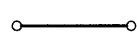
供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



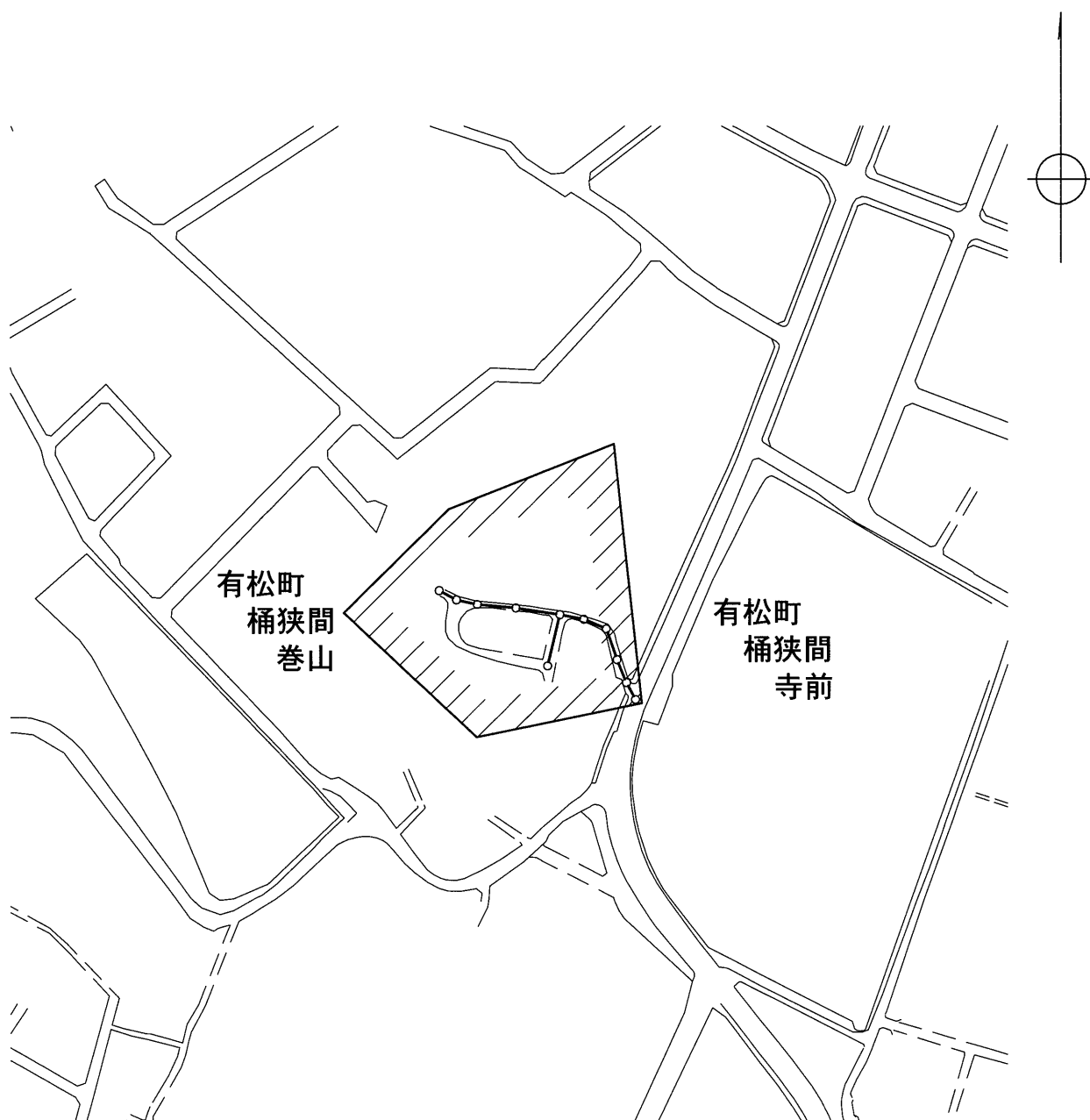
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



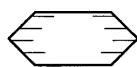
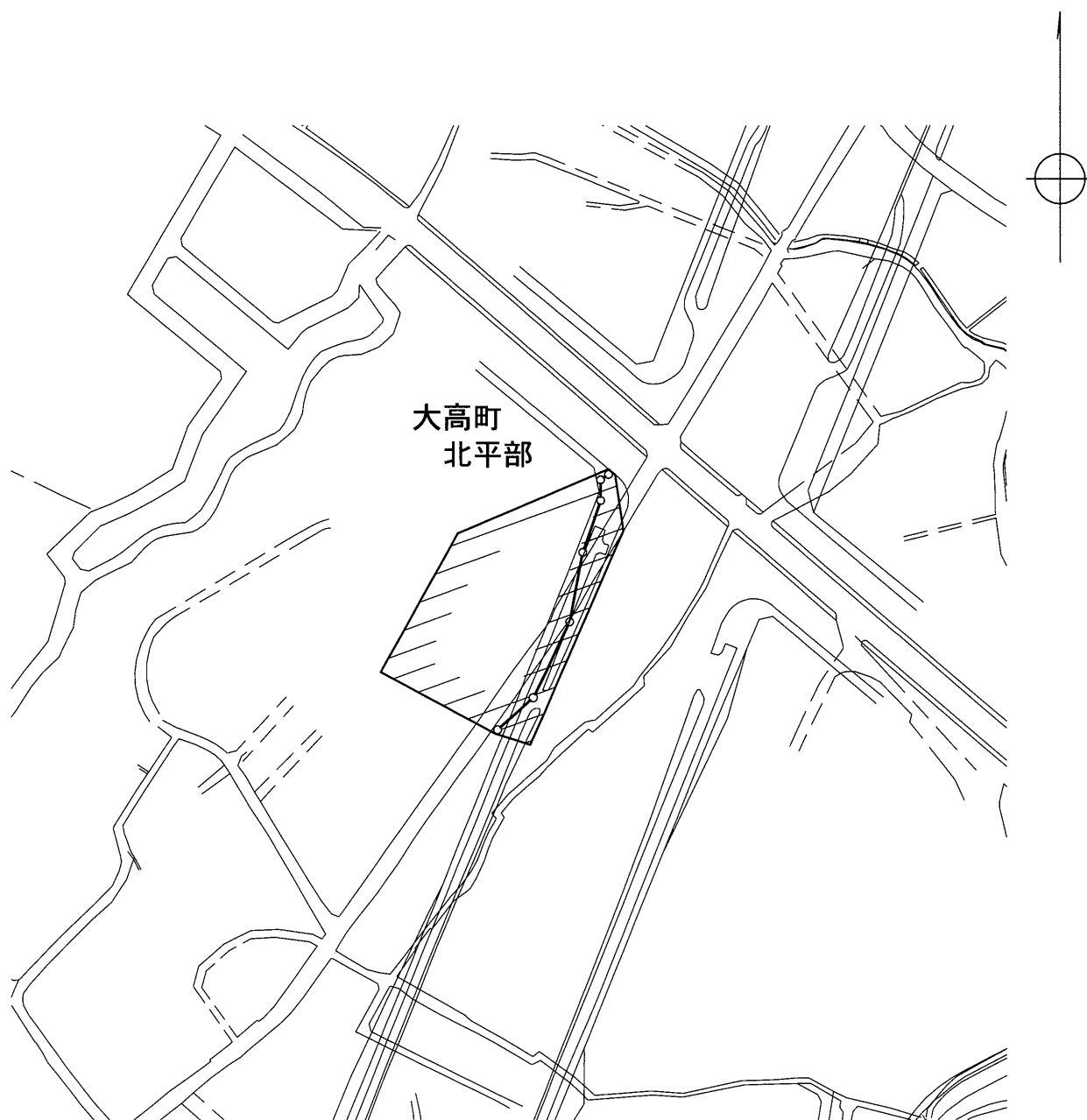
供 用 開 始 区 域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3



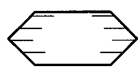
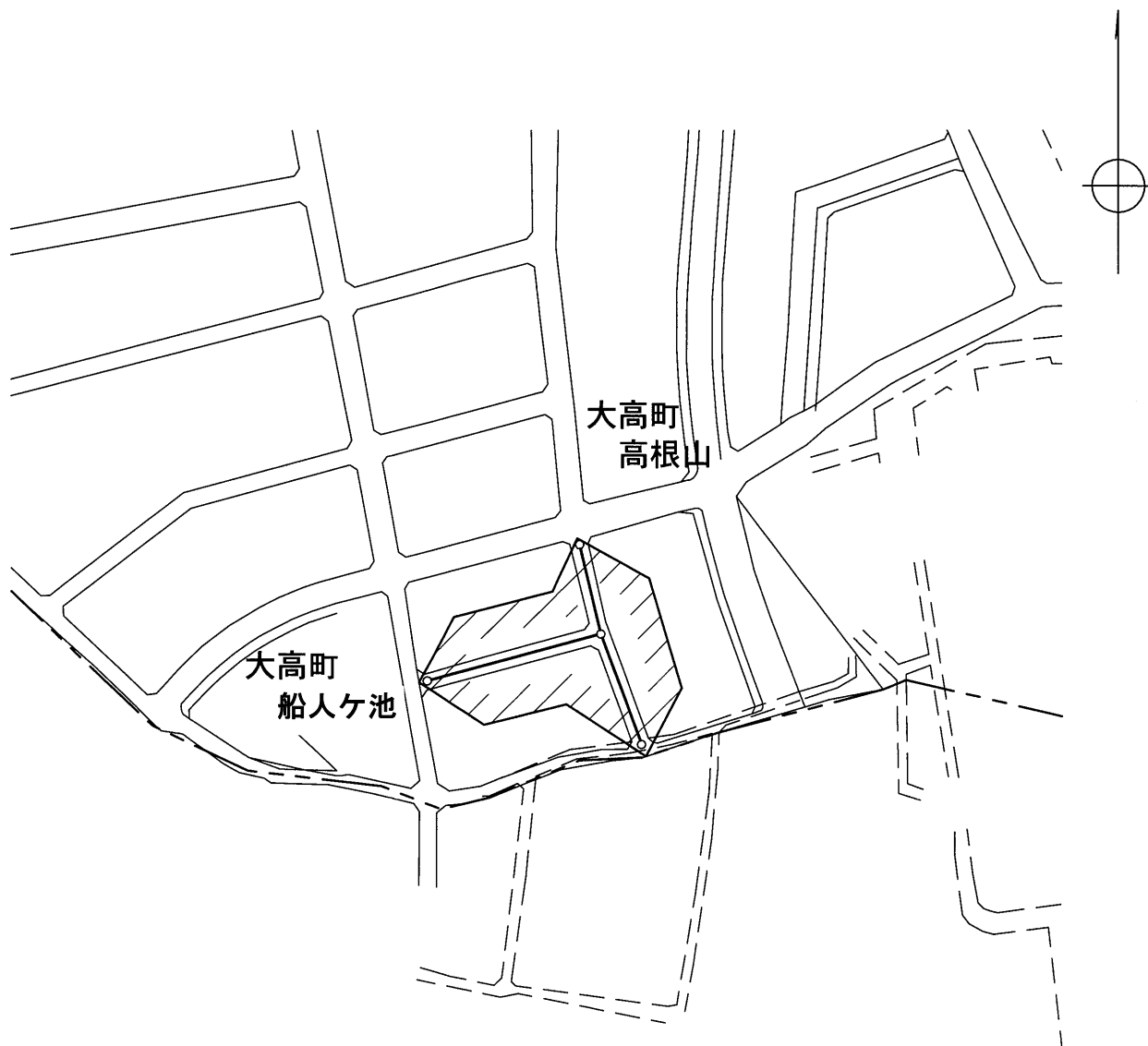
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

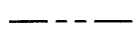
緑区（分流式）No. 4



供用開始区域



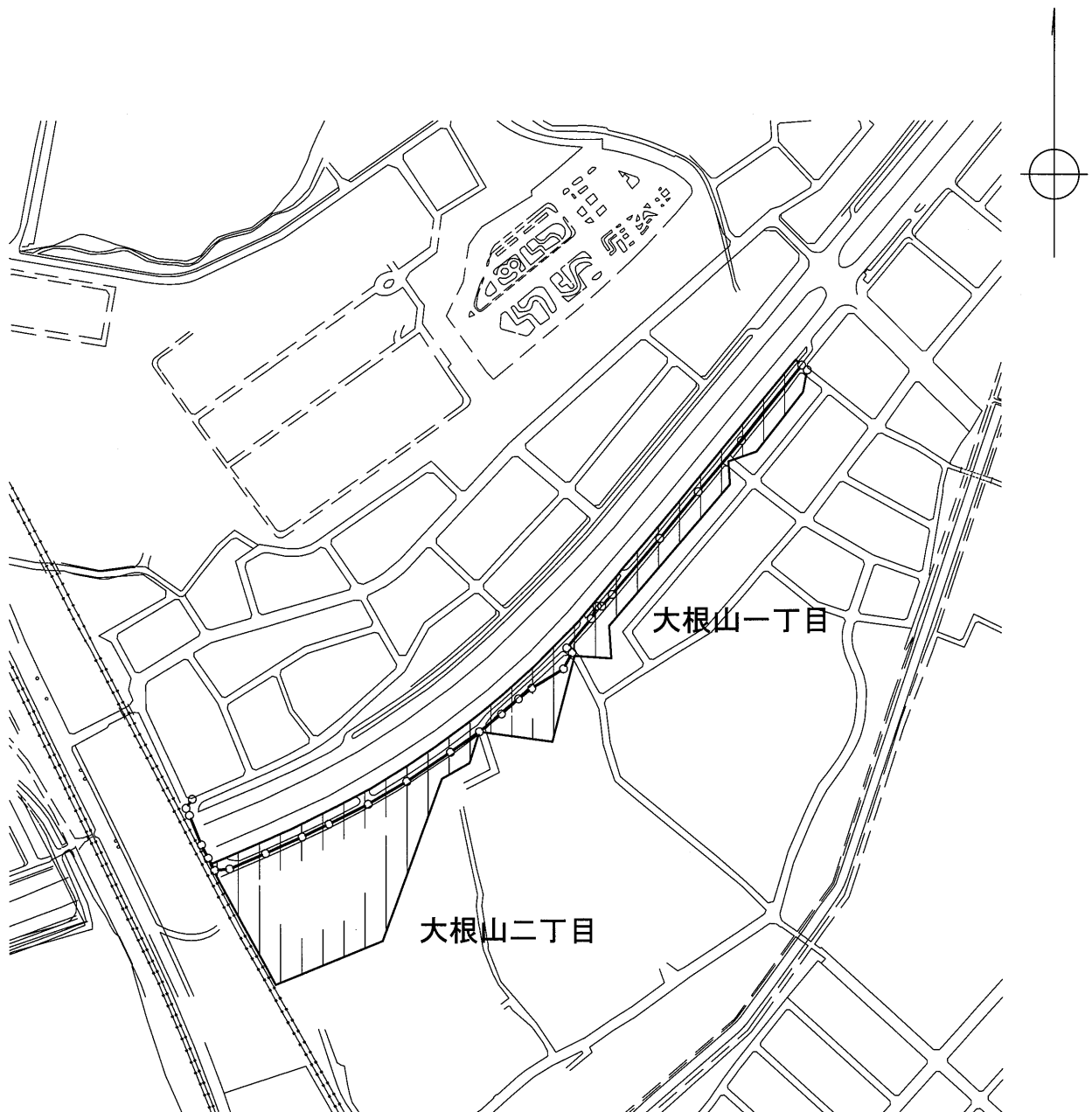
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 5



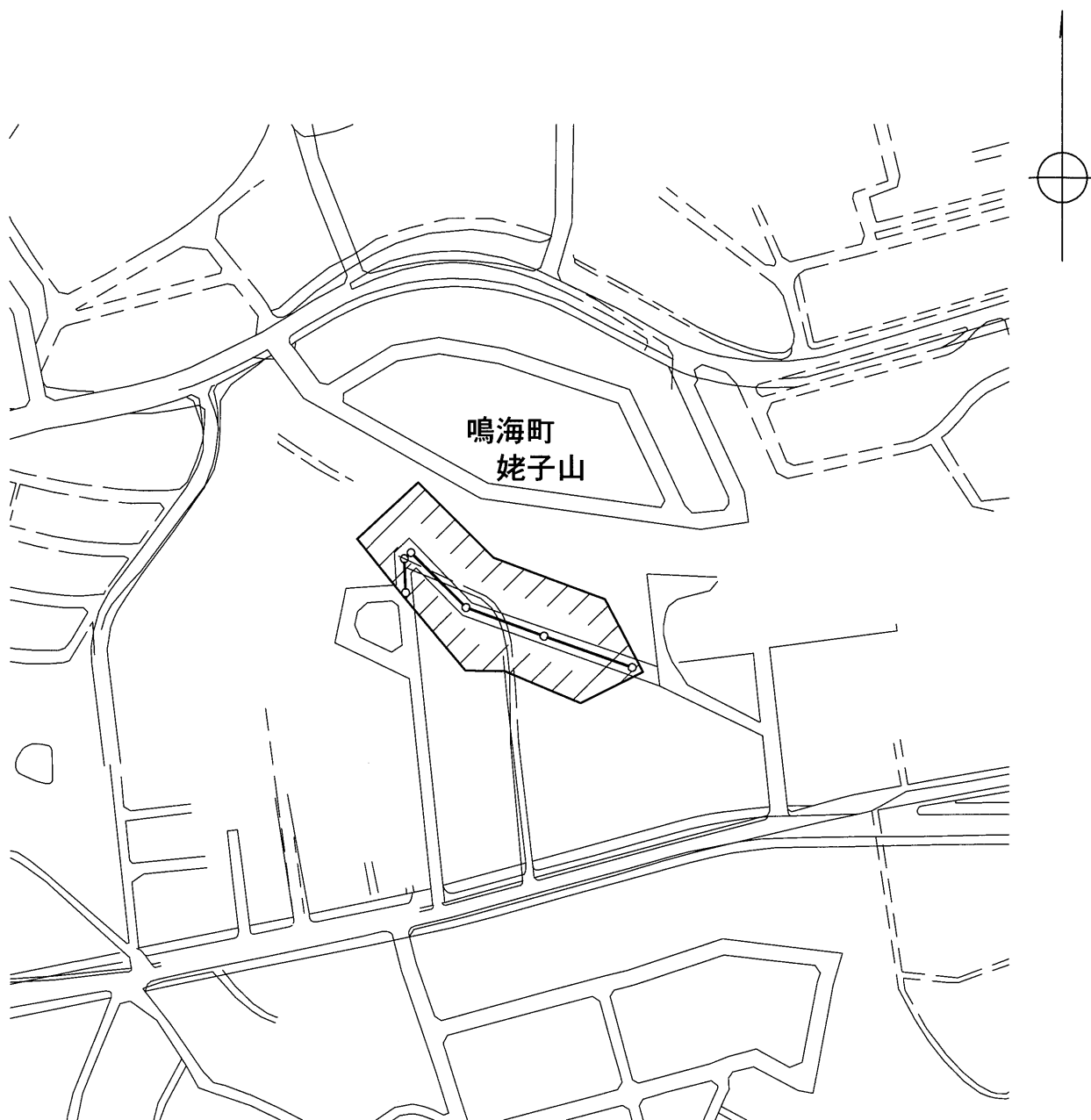
供用開始区域



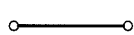
供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 6



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年10月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン千種ショッピングセンター

名古屋市千種区千種二丁目16番13号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変 更 年 月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	サンプロス (株)	代表取締役 川出 勉	岐阜県羽島 郡岐南町上 印食 8番地 78	—	—	—	平成23 年 5月 22日
2	(株)オンワ ード檜山	代表取締役 廣内 武	東京都中央 区日本橋 3 丁目10番地 5	—	—	—	平成20 年 5月 20日
3	(株)ビューカ ンパニー	代表取締役 松村 洋祐	大阪市淀川 区宮原 3丁 目 4番地30	—	—	—	平成20 年 5月 31日
4	(株)レナウン エクスター ジ	代表取締役 佐藤 勉	東京都江東 区永代 2丁 目37番地25	—	—	—	平成19 年 2月 20日

5	(株)カワシマ ゴールド	代表取締役 横田 光夫	静岡県浜松 市西丘町 276番地 5	—	—	—	平成21 年 4月 15日
6	(有)ガヤ	代表取締役 長坂 憲樹	愛知県碧南 市野田町 152番地	—	—	—	平成21 年 1月 20日
7	(株)サキヤク リエイト	代表取締役 佐々木 正 明	岡山県倉敷 市白楽町 380番地の 3	—	—	—	平成20 年 6月 20日
8	(株)ジーンズ ショップオ サダ	代表取締役 長田 輝忠	静岡市清水 区草薙杉道 3丁目 1番 地26	—	—	—	平成20 年 8月 20日
9	(株)モアシス テム	代表取締役 井上 知子	名古屋市中 区伊勢山二 丁目11番地 15	—	—	—	平成19 年 1月 20日
10	(有)マライカ	代表取締役 大橋 一也	東京都八王 子市堀之内 3丁目33番 地の 4	—	—	—	平成23 年 5月 22日
11	(株)アイリス プラザ	代表取締役 大山 健太 郎	仙台市青葉 区北目町 1 丁目13番地	—	—	—	平成23 年 5月 22日
12	(株)ふりず夢	代表取締役 森下 恵治	愛知県春日 井市藤山台 3丁目 1番 地 3	—	—	—	平成23 年 5月 22日
13	(株)F・Oイ ンターナシ ョナル	代表取締役 小野 行由	神戸市中央 区栄町通 2 丁目 4番地 14	—	—	—	平成23 年 5月 22日
14	(株)エー・カ ンパニー	代表取締役 日比 克幸	名古屋市中 区東区牧の原 三丁目 902 番地	—	—	—	平成21 年 1月 20日
15	(株)ナカザワ	代表取締役 中澤 道盛	滋賀県甲賀 郡甲西町中 央 2丁目92 番地	—	—	—	平成23 年 5月 22日

16	(株)タワーレコード	代表取締役 森脇 明夫	東京都品川区南品川 2 丁目15番地 9	—	—	—	平成23年 6月 12日
17	—	—	—	あちは(株)	代表取締役 阿知波 雅大	名古屋市瑞穂区北原町二丁目73番地	平成23年 4月 18日
18	—	—	—	(株)メイセイグループ	代表取締役 木曾 博文	愛知県日進市藤塚五丁目 179番地	平成23年 4月 15日
19	—	—	—	はるやま商事(株)	代表取締役 治山 正史	岡山市表町一丁目 2番 3号	平成19年 4月 21日
20	—	—	—	(株)トーアフオート	代表取締役 奥村 つね子	名古屋市西区鳥見町二丁目 123番地	平成17年 5月 21日
21	—	—	—	(株)パーパス	代表取締役 天野 哲	名古屋市緑区鴻仏目二丁目 102番地	平成21年 5月 23日
22	—	—	—	奎田 姫子	—	名古屋市港区金船町二丁目 1番52号	平成21年 1月 30日
23	—	—	—	(株)ワコール	代表取締役 塚本 能交	京都市南区吉祥院中島町29番地	平成20年 6月 21日
24	—	—	—	(株)パレモ	代表取締役 中本 敏幸	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	平成20年10月 25日
25	—	—	—	クレアーズ日本(株)	代表取締役 三宅 香	東京都中央区日本橋人形町一丁目 1番11号	平成19年 2月 9日
26	—	—	—	(株)山文	代表取締役 奥村 明夫	名古屋市熱田区伝馬三丁目 2番 5号	平成19年10月 5日
27	—	—	—	(株)新星堂	代表取締役 砂田 浩孝	東京都杉並区上荻一丁目 23番17号	平成23年 6月 7日

28	イオンリテール(株)	代表取締役 村井 正平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	マックスバリュ中京(株)	代表取締役 山崎 浩史	名古屋市中村区名駅五丁目25番12号	平成22年2月21日
29	(株)ビッグサン	代表取締役 白沢 進	岩手県盛岡市仙北2丁目12番地29	(株)シアリーズ	代表取締役 山口 信之	東京都新宿区坂町26番地27	平成19年3月30日
30	BーRサーティワンアイスクリーム(株)	代表取締役 松山 和夫	愛知県一宮市両郷町3丁目21番地2	(株)スイート	代表取締役 田中 守	愛知県半田市中町三丁目2番地	平成22年12月1日
31	あずみ(株)	代表取締役 原岡 稔	名古屋市中区錦三丁目20番地27	A sーme エステール(株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	平成21年10月1日
32	ペプコジャパン(株)	代表取締役 小川 明宏	東京都江東区新木場1丁目12番地18	AHBインターナショナル(株)	変更なし	東京都江東区木場五丁目12番18号	平成19年6月29日
33	(株)マリア・マリアコーポレーション	代表取締役 米又 幹夫	広島市東区光町1丁目10番地19	アイメディア(株)	変更なし	広島市東区光町一丁目10番19号	平成22年8月1日
34	(株)ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	代表取締役 菊地 敬一	愛知県愛知郡長久手町大字湫字上鴨田12番地1	変更なし	代表取締役 白川 篤典	名古屋市中村区上社一丁目901番地	平成22年8月27日
35	(株)ABCマート	代表取締役 三木 正浩	東京都渋谷区神南1丁目20番地9	変更なし	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	平成19年3月1日
36	(株)ほていや	代表取締役 猪飼 忍	名古屋市中村区泉二丁目21番地25	変更なし	代表取締役 猪飼 千壽子	変更なし	平成18年10月7日
37	タルボットジャパン(株)	代表取締役 河邊 守	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 井村 恵一	変更なし	平成22年5月28日
38	名北総合食品センター(株)	代表取締役 堀部 一三	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字山方66番地	変更なし	代表取締役 篠辺 修	変更なし	平成19年3月30日

39	(株)ライトオン	代表取締役 藤原 雅博	茨城県つくば市東新井 37番地 1	変更なし	変更なし	茨城県つくば市吾妻一丁目11番 121日	平成18年 8月
40	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島市西条区吉行東 1 丁目 4番地 14	変更なし	変更なし	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番地14	平成16年 3月 1日
41	(株)名古屋中村	代表取締役 中村 太一	名古屋市中区富士見町 13番地19	変更なし	変更なし	名古屋市中区大須三丁目35番地31	平成17年 5月 21日
42	大和書店(株)	代表取締役 稲山 桂史	愛知県岩倉市本町神明 西 1番地 1	変更なし	変更なし	愛知県岩倉市中本町西出口64番地 9	平成21年 2月 25日
43	(株)キャメル珈琲	代表取締役 尾田 信夫	東京都世田谷区千代田 2丁目31番 地 8	変更なし	変更なし	東京都世田谷区代田二丁目31番 8号	平成23年 8月 12日
44	(株)トーシン	代表取締役 石田 信文	名古屋市中区栄三丁目 4番地21	変更なし	変更なし	名古屋市中区栄三丁目 4番21号	平成23年 8月 12日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.16の小売業者については、退店のため
- (2) No.17からNo.27の小売業者については、入店のため
- (3) No.28からNo.31の小売業者については、名称及び代表者並びに住所変更のため
- (4) No.32の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (5) No.33の小売業者については、名称変更及び住所の誤記訂正のため
- (6) No.34及びNo.35の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (7) No.36からNo.38の小売業者については、代表者変更のため
- (8) No.39からNo.42の小売業者については、住所変更のため
- (9) No.43及びNo.44の小売業者については、住所の誤記訂正のため

5 届出の日

平成23年 8月25日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成23年10月12日から平成24年 2月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成24年 2月13日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課